

令和6年度

第1学年 懇談会資料

1. 学年目標について
2. 1年生として大切なこと
3. 学習について
4. 年間行事予定
5. 学校徴収金・教材について

1. 学年目標について

学校教育目標 〈共に学び、明日が楽しみになる学校〉

- 根…「命を大切にし力を合わせて取り組む子」
- 智…「主体的・対話的に学ぶ子」
- 和…「互いを認め合い思いやる子」

【学年目標】

- 身近なことに興味をもち、挑戦しようとする子
- 自分の思いや考えをもとうとする子
- ちがいを受け止めて、協力しようとする子

2. 1年生として大切なこと

○1年生の自立への基本

- ・クラスの一員としての集団生活ができるようになること
- ・整理整頓など、身の回りのことは自分でできるようになること
- ・クラスの中で、自分の考えが言えるようになること
- ・身近なことに興味関心をもつこと

これら、4つの態度を育てることは、一人一人の個性を大切に育てることに繋がるとともに、仲間を大切にすることにも繋がると考えています。

○対話の大切さ

子どもたちは、学校生活を送る中で、その子なりに神経を使ったり、気を使ったりして疲れています。家では、子どもたちがゆっくり心も体も休めるようにしてください。一方的に質問するばかりでなく、話をうまく聞き「聞き上手」になってください。大人が「よい聞き手」であれば、子どもは「よい話し手」になります。大人が「よい話し手」であれば、子どもは「よい聞き手」になります。

○よりよい生活

「早寝・早起き」の習慣をしっかりと身に付け、「朝ごはん」をしっかりと食べてくるようにしてください。よりよい生活習慣が子どもの学習や生活をよりよくしていきます。

○ゆとりをもって

1年生になったからといって、突然いろいろなことができるようになるわけではありません。はじめのうちは、子どもと一緒に準備などをしてください。少しずつ手を離していきましょう。

3. 学習について

【国語】

- 話の内容をききとる
- 想像しながら読み、内容を理解する
- 「は」「へ」「を」を正しく使う
- 平仮名を全部、カタカナをだいたい読んだり書いたりする
- 漢字を80字程度読んだり書いたりする
- 簡単な文を書く

【算数】

- 数と計算

{	100までの数の順序、数の大小
	120くらいまでの数の数え方、読み方
	一の位、十の位、簡単な三桁の数
	＋、－、＝を使ったたし算、ひき算
- 量と測定 長さの概念の基礎、長さを比べる
- 図形 立体図形、平面図形の概念の基礎

【生活科】

- 学校探検、アサガオのお世話、秋の木の実や葉っぱ遊び、自然や生き物の観察、むかし遊び、家の仕事調べなど

【音楽】

- 歌ったり、身体表現をしたりする
- 鍵盤ハーモニカ、打楽器などに親しむ

【図画工作】

- クレパスや粘土、土や砂などを使い、自分なりの表現方法で作りだす喜びを学ぶ

【体育】

- 走跳の運動を試して、模倣、固定施設や用具を使った運動遊び
- 水遊び、鬼ごっこ、リレー遊び など

【特別の教科 道徳】

- よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う

4. 学校徴収金・教材費について

①集金する学校諸費

項目	金額	備考
教材費	(学年によって)	回によって変わりますので、学年だよりでご確認下さい。下記参照。
PTA 会費	300 円 (1 か月分)	<u>家庭数集金</u> 兄弟の下の子のみ
スポーツ振興センター掛金	460円	<u>年1回</u> 、5月の引き落としになります。

徴収回数	徴収する金額	備考
第1回(5月)	10,460円	新年度の物品購入でお金がかかるため
第2回(7月)	2,300円	
第3回(10月)	7,900円	
第4回(1月)	1,800円	予備徴収月。足りない場合のみ徴収。
年間合計	22,460円	年度末に返金を行う。

②引き落とし日

◎引き落とし月は3か月に1回になります。

●引き落とし日の回数 年4回(再振4回)計8回

	第1回	第2回	第3回	第4回(予備徴収)
引落日	5/7	7/5	10/7	1/6
再振	5/15	7/16	10/15	1/15

☆1回目に引き落とせなかった場合は、後日お子さんを通して連絡し、2回目の引き落としがあります。2回目にも口座の残高不足により引き落とせなかった場合には、保護者の方に学校まで現金を持ってきていただくことになっています。その際おつりのないようお持ち下さい。

☆1円でも不足があると引き落としができません。1回目で引き落としができるよう残高のご確認をよろしくお願いします。

☆月末に発行される学年便りで、金額・引き落とし日をご確認下さい。

③その他

- ・物価の高騰などによって、金額が上下する場合があります。
- ・第3回までに徴収した金額で足りない場合には、第4回で徴収します。
- ・教材費が余った場合には、年度末に登録口座に返金します。
- ・割り切れない端数が出た場合は、子ども福祉委員会が行っている活動(ユニセフ募金)に募金します。
- ・くわしくは、学年便りや会計報告用紙をご覧ください。